
令和2年第3回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

令和2年9月29日(火)

1. 議事日程第5号

令和2年9月29日(火) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
 - 第 2 討論
 - 第 3 採決
 - 第 4 議員発議
 - 第 5 議員派遣について
 - 第 6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
 - 日程第 2 討論
 - 日程第 3 採決
 - 日程第 4 議員発議
 - 日程第 5 議員派遣について
 - 日程第 6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
-

出席議員(14名)

1 番	横山弘康	2 番	衛藤和敏
3 番	河島公司	4 番	細井良則
5 番	松下善法	6 番	小幡幸範
7 番	松本真由美	8 番	大野元秀
9 番	宿利忠明	10番	河野博文
11番	秦時雄	12番	高田修治
13番	藤本勝美	14番	石井龍文

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 村木賢二 議事庶務班主幹 秦 久里子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宿利政和	副町長	秋吉一徳
教育長	梶原敏明	総務課長	石井信彦
政策法務課長	繁田良一	企画商工観光課長	衛藤正
基地・防災対策課長	清原洋一	税務課長	衛藤善生
福祉保健課長	西村正明	子育て健康支援課長	横山芳嗣
住民課長	穴井陸明	建設水道課長	長柄義正
農林課長兼 農業委員会 事務局長	藤原八栄	人権確立・ 部落差別解消 推進課長	瀧石裕一
会計管理者兼 会計課長	時枝弘法	教育政策課長兼 学校給食センター所長	長尾孝宏
教育政策課 指導企画監	佐藤貴司	社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海洋 センター所長	秋好英信
わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	吉野弥也子	監査委員 事務局長	和田育男
監査委員	河野好美	総務課長補佐兼 行政班主幹	神田裕一

午前10時00分開議

○議長（石井龍文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入出時においては、検温の上、備付けの消毒液で手や指の消毒をされ、マスク着用の上、貼り紙のある席の御利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、飲食及び写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑

○議長（石井龍文君） 日程第1、委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑を行います。
最初に、予算常任委員会の報告を求めます。

予算常任委員会委員長松下善法君。

○予算常任委員長（松下善法君） 予算常任委員会報告。

令和2年第3回玖珠町議会定例会において、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案第80号から議案第84号までの5議案について、9月23日、執行部出席の下、審査した結果を報告します。

予算常任委員会は、全員をもって審査に当たることから、報告は簡略化します。

1 議案第80号 令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億2,880万円を増額し、歳入歳出それぞれ122億6,713万1,000円とするものです。また、債務負担行為、地方債をそれぞれ補正するものです。

補正の主な内容は次のとおりです。

○新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に係る経費

○令和2年7月豪雨に伴う災害復旧対策事業費

○その他、行政運営における緊急性の高い経費などを計上

主要な事業の補正金額は次のとおりです。

○新型コロナウイルス感染症対策地方創生事業が1億7,737万2,000円

○農林水産災害復旧費が1億2,291万3,000円

○土木施設災害復旧費が2億3,983万4,000円

○その他災害復旧事業費が9,500万4,000円

○その他、行政運営における緊急性の高い経費が1億9,367万7,000円となっております。

主な質疑は次のとおりです。

（問）新デジタル生活様式事業で、議会のペーパーレス化の考えはあるか。

（答）中津市などペーパーレス化に取り組む自治体もあり検討していきます。

（問）公共施設感染防止のサーマルカメラ、自動水洗化を町全体で取り組むのか。

(答) 5つの施設(メルサンホール・B&G海洋センター・わらべの館・久留島武彦記念館・役場)の人が多く集まる施設を一括発注します。

(問) デジタル化推進事業で、コンサルティング契約・システム製作等がもっと増えたら、町の持ち出しが大きくなるのではないかと。専門知識が必要だが本当にできるのか。

(答) 今回は地方創生臨時交付金を活用し、今後は補助金を活用していく計画です。今後、プロ人材も含めた住民協働体制で取組を進めていきます。

(問) 行財政改革の中で、デジタル化事業はきちんとやってもらいたい。330万円の随意契約は正当なのか。

(答) 違法性はないと確認しています。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当します。

(問) 随意契約とする根拠は何か。

(答) 玖珠に支店を設け、ウェブコンサルティングやシステム製作の実績のある株式会社ティーアンドエスと「デジタル化による新しいまちづくり推進に関する連携協定書」を締結し連携を図っています。

(問) コンビニ交付を役場での手数料300円より安くするのはおかしいのではないかと。

(答) 他の自治体を参考に検討し、決定します。

(問) 子育て支援課を設け、力を入れていると言いつつ、1年たたないのに1名を異動させるのはおかしいのではないかと。

(答) 今回は新型コロナウイルスのため、想定外の事態であり理解していただきたい。

(問) コンビニ交付はいつから始めるのか。金額は既に確定しているのではないかと。

(答) 令和3年2月からです。実証事業に伴う負担金などは定額で決まっています。コンビニ交付の手数料を300円以外で設定する場合は、手数料条例の改正案を提出することとなります。

(問) カウベルランドの賠償金の対象者は何名か。

(答) 5名で8筆です。

(問) どんな土地で、賠償金として払う理由は何か。

(答) 雑種地や宅地もあります。園内の通路等があり、これまで支払いができてなかった経緯があり賠償金として支払います。

(問) 用地を購入後の利活用はどう考えているのか。

(答) 利活用のため条件つきで募集をかけていきます。

(問) 鹿倉休憩舎の解体後、植林はするのか。今回の予算の範囲か。

(答) 植林分は計上していません。建物の解体と舗装の剥ぎ取り整地工事費です。

(問) 魅力的なコンテンツ事業の具体的な内容は何か。

(答) ドローンで玖珠を撮影、キャラクターアニメの作成、イベント、アニメ愛好者向けツアー企画やグッズ作成などです。

討論の中で、デジタル化推進事業は本当に大丈夫なのか、多くの質問が出されました。国もデジタ

ル庁を設け、推進に向け動き出しています。デジタル化による新しいまちづくりは重要であり、今後、住民協働の推進にと賛成意見の発言がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第81号 令和2年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,079万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,532万2,000円とするものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第82号 令和2年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,549万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ22億3,466万1,000円とするものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第83号 令和2年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,373万5,000円とするものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第84号 令和2年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、既定予定額に収益的収入及び支出の補正予定額284万2,000円を追加し、支出1億9,343万9,000円とするものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案5件の審査結果の報告を終わります。

○議長（石井龍文君） 予算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

予算常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総務建設農林常任委員会の報告を求めます。

総務建設農林常任委員会委員長松本真由美君。

○総務建設農林常任委員長（松本真由美君） 総務建設農林常任委員会報告。

令和2年第3回玖珠町議会定例会において、総務建設農林常任委員会に審査の付託を受けました議案2件、請願1件、陳情1件、要望1件について、9月24日、執行部出席の下、委員全員で審査した結果を報告します。

1 議案第72号 玖珠町情報公開条例の一部改正について

本案は、閲覧が可能な文書など、一般に容易に入手・利用が可能なものについては、情報公開の対象としないことで、本来の町民が知る権利を整理し、運用するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第74号 玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

本案は、情報連携の対象となる独自利用事務の情報照会項目に「年金給付関係情報」を追加するため提出するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 重度心身障害者等の所得関係を調べることとなるのか。

(答) 所得については既に地方税関係情報として連携されており、新たに年金給付の情報を連携するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願書について

本請願は、政府の予算編成のスケジュールに合わせて地方財政の確立を目指し、議会から地方自治法第99条の規定に基づいて、地方財政と社会保障の重要性を直接国に伝えるため意見書の提出を求める請願です。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 意見書の中で、森林環境譲与税の「森林需要の大きい自治体」への譲与額を増加させる手法の検討を求めるを「森林産業の大きい自治体」に変更することはできないのか。

(答) 請願者に趣旨を伝え、修正を打診します。

審査の結果、本請願は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

4 陳情第2号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書について

本陳情は、令和2年4月の健康増進法の一部の施行に伴い、望まない受動喫煙の防止を図るため、地方たばこ税を活用し分煙環境整備の積極的な検討を求める陳情です。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 分煙室を役場や学校など公共施設内に設置できるのか。

(答) 公共的な建物内には喫煙所の設置はできませんが、敷地内においては、分煙機器の整備や喫煙所案内看板の設置など、一定の条件を満たせば設置できることとなっております。

(問) たばこの需要はどうなっているか。

(答) 需要は減っていますが、単価が上がったので、たばこ税収は、ここ数年、約1億4,000万円を維持しています。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

5 要望第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

本要望は、全国町村議会議長会から、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、地方財政の急激な悪化に対し、全国の町村議会より、地方税財源の確保を求める要望書を国に対して提出を求める要望

です。

主な質疑応答として、

(問) 固定資産税だけではなく所得税なども含めるべきではないか。

(答) 全国町村議長会の方に確認します。

(確認結果) 今回の新型コロナウイルス感染症により、所得水準が下がった場合においては、所得税をはじめ住民税などは必然的に下がることとなるが、固定資産税については所得に関係なく徴収されるもので、国の施策で新型コロナウイルス感染症等による徴収猶予や減免措置による地方自治体への減収分は、本来、国庫補助金などにより補填されるべきである旨の説明がありました。

審査の結果、本要望は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務建設農林常任委員会に審査の付託を受けました議案2件、請願1件、陳情1件、要望1件の審査結果の報告を終わります。

○議長(石井龍文君) 総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、企画民生教育常任委員会の報告を求めます。

企画民生教育常任委員会委員長小幡幸範君。

○企画民生教育常任委員長(小幡幸範君) 企画民生教育常任委員会報告。

令和2年第3回玖珠町議会定例会において、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案3件について、9月24日、執行部出席の下、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第73号 玖珠町印鑑条例の一部改正について

本案は、LGBTなど性的少数者の方に配慮するため、印鑑登録証明書の性別記載欄を廃止するとともに、マイナンバーカード所持者によるコンビニエンスストアでの印鑑登録証明書の取得を可能とするため提出するものです。

主な質疑応答として、

(問) 施行は規則で定める日とあるがいつからか。

(答) 性別記載の廃止は今議会終了後で、コンビニでの証明発行は来年の2月からとなります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第75号 玖珠町基金条例の一部改正について

本案は、令和2年3月31日をもって玖珠町健康ウォーク推進事業が終了したため基金条例中より当該事業の削除をするための改正です。

主な質疑応答として、

(問) 測定で使っていた機材は今後どのように活用する考えか。

(答) 2,623名の方が登録をしましたが、うち835名の方が今後も活動したいとの声があるので、活用していきたいと考えます。

(問) 800名余りの方が歩数計を利用するという事は今までのようにB & Gなどで体力測定をしてもらえるのか。

(答) 機械は全て返却していますので、万歩計として活用していただき、有料になりますが、データをタニタへ送ることで管理サイトの利用ができます。

(問) この事業で歩く人が増え効果があったと思うが、今後の窓口はどこになるのか。

(答) 社会教育と連携を図りたいと思います。効果については、ウォークとの関連性は検証できていませんが、健康寿命が県下で下位の方でしたが、現在、男性が5位、女性が8位と改善されています。要介護度も5年前と比較して全ての年代で下がっていますので、何らかの取組を考えていかなければと考えています。

(問) 実績を住民に知らせて今後も活動を行うべきではないか。

(答) 愛育健康づくり推進協議会を通じてウォーク事業を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で全ての事業が中止になってしまい、今後どのように進めていくかコロナが終息してから考えていきたいと思います。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第76号 玖珠町指定居宅介護支援等の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

本案は、居宅介護支援事業所における管理者要件について、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）が公布されたことに伴い、条例を改正するものです。

主な質疑応答として、

(問) 玖珠町において該当する施設と人員を伺う。

(答) 居宅介護支援事業所は5施設あり、全て主任介護支援専門員が入っています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案3件の審査結果の報告を終わります。

○議長（石井龍文君） 企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員会委員長小幡幸範君。

○決算特別委員長（小幡幸範君） 決算特別委員会報告。

令和2年第3回玖珠町議会定例会において、決算特別委員会に審査の付託を受けました令和元年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計の決算認定案件7件について、9月15日から9月17日の3日間にわたり、執行部出席の下、審査した結果を報告します。

本決算特別委員会は、議長及び議会選出の監査委員を除く議員で審査に当たり、各案件の書類審査では、まず執行部に決算概要の説明を求め、質疑、審査を行いました。

結果、本定例会で付託を受けました令和元年度一般会計、各特別会計、水道事業会計の決算認定案件7件を原案のとおり全会一致で認定することに決しました。

なお、各議案の主な審査の内容は次のとおりです。

1 議案第85号 令和元年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入の総額は95億6,988万1,606円で、歳出総額は90億1,037万184円です。

歳入歳出差引き残額は5億5,951万1,422円ですが、うち次年度への繰越事業充当財源3,084万円を差し引いた実質収支は5億2,867万1,000円となっています。

実質収支が決算剰余金となり、法の定めにより、2分の1を下らない金額の2億6,440万円を基金に積み立てます。この基金積立金は、災害復旧や財源不足に対するための財政調整基金へ積み立てられます。

2 議案第86号 令和元年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
償還状況は、令和元年度末現在の未償還金は2億5,482万87円です。

歳入は、過年度住宅貸付金元利収入が19万円、基金利子が4,575円で歳入合計19万4,575円であり、基金へ積み立てます。

令和元年度末現在の基金額は1,084万4,942円となります。

3 議案第87号 令和元年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額は6,584万142円で、歳出総額は6,584万142円となっています。

歳出については、綾垣地区と日出生本村の簡易水道拡張改良費の4,789万1,000円が主な要因です。

4 議案第88号 令和元年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額は22億5,948万8,705円、歳出総額が22億2,635万3,647円であり、歳入歳出差引き残額3,313万5,058円が令和2年度へ繰越しとなります。

5 議案第89号 令和元年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額は20億7,124万9,038円で、歳出総額は20億2,020万2,305円、歳入歳出差引き残額5,104万6,733円が令和2年度へ繰越しとなります。

6 議案第90号 令和元年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額は2億621万4,238円で、歳出総額は2億528万2,413円、歳入歳出差引き残額93万1,825円が令和2年度へ繰越しとなります。

7 議案第91号 令和元年度玖珠町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

事業収益は2億1,760万2,056円で、予算額に比べ257万4,944円の減で、事業費は1億7,199万7,724円です。

なお、各決算の質疑については、別紙にまとめていますので、御一読ください。

経常収支比率が95.3%と前年度に比べ0.7%の増、財政調整基金の取崩しなど、財政は厳しい状況です。今後も施設整備に伴う地方債の償還額が増加するほか、公共施設や道路等のインフラに関する維持管理費等を注視する必要があります。

将来の財政状況を見据え、監査委員や各委員からの提言も生かしていただき、計画性のある事業展開など、引き続き行財政改革に取り組むとともに、住民福祉の向上のため、職員一丸となって、一層努力されるよう付け加えて、決算特別委員会に審査の付託を受けました決算認定案件7件について、審査の報告を終わります。

○議 長（石井龍文君） 決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で各委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○議 長（石井龍文君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第72号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 議案第73号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 議案第74号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 議案第75号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第76号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第80号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第81号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第82号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第83号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第84号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第85号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第86号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

- 議 長（石井龍文君） 議案第87号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第88号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第89号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第90号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 議案第91号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 次に、請願第2号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 次に、陳情第2号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 次に、要望第4号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

日程第3 採決

○議長（石井龍文君） 日程第3、これより採決を行います。

最初に、議案第72号、玖珠町情報公開条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、玖珠町印鑑条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、玖珠町基金条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、玖珠町指定居宅介護支援等の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号から議案第84号の4議案は、令和2年度特別会計の補正予算です。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

議案第81号から議案第84号までの4議案について、委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第81号から議案第84号までの4議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号は令和元年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第85号について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第85号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第86号から議案第91号までの6議案は、令和元年度玖珠町各特別会計並びに水道事業会計の決算認定についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第91号までの6議案は一括して採決することに決しました。

議案第86号から議案第91号までの6議案については、いずれも委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第86号から議案第91号までの6議案は、委員長報告のとおり認定されました。

続きまして、常任委員会に審査の付託を行いました請願1件、陳情1件、要望1件について、採決を行います。

まず、請願第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願について採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第2号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書について採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、要望第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について採決します。

この要望に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、要望第4号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第4 議員発議

・意見書（案）の提出について

○議長（石井龍文君） 日程第4、議員発議を議題とします。

お手元に配付しております発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、総務建設農林常任委員会委員長松本真由美君。

○総務建設農林常任委員長（松本真由美君）

発議第5号

令和2年9月29日

玖珠町議会

議長 石井龍文殿

提出者 玖珠町議会総務建設農林常任委員会委員長 松本真由美

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、令和3年度の地方財政計画まで、平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に令和2年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比+1.0%と、過去最高の水準となりました。しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、令和3年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、令和2年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、令和3年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
4. 地方交付税における業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続同規模の財源確保をはかること。

6. 令和2年度から始まった会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保をはかること。

7. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、人口割の比率を低くし、私有林人工林面積、林業就業者の割合比率の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

8. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

9. 地方財政の財源不足額は、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

内閣官房長官 加 藤 勝 信 殿

総務大臣 武 田 良 太 殿

財務大臣 麻 生 太 郎 殿

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 坂 本 哲 志 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 西 村 康 稔 殿

大分県玖珠町議会議長 石 井 龍 文

○議 長（石井龍文君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。
（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第5号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、本意見書は可決されました。

次に、発議第6号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書（案）が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第6号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、総務建設農林常任委員会委員長松本真由美君。

○総務建設農林常任委員長（松本真由美君）

発議第6号

令和2年9月29日

玖珠町議会

議長 石井龍文 殿

提出者 玖珠町議会総務建設農林常任委員会委員長 松本真由美

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書

国において、「望まない受動喫煙」の防止を目的とする改正健康増進法の段階的な施行がなされており、改正の趣旨として「望まない受動喫煙をなくす」「健康影響が大きい子ども、患者等への配慮」「施設の類型・場所ごとに応じた対策」という基本的考え方が示されている。同法趣旨は、まさに「望まない受動喫煙をなくす」ことがその本旨であり、決して禁煙を推進するものではなく、非喫煙

者と喫煙者がお互いを尊重し共存できる社会を求めるものである。また同法は、受動喫煙を受けたくない者を保護するために喫煙者の権利を一定制限することから、その実態が喫煙者の排除にならないよう留意しなければならないものである。

「望まない受動喫煙」の防止を図ることは当然なされるべきものであり、異論の無いところである。ゆえに非喫煙者に受動喫煙が生じないための環境整備が同時に必要である。

たばこ税は、国、地方合わせて年間約2兆円の財源であり、その使途は、普通税として国及び地方公共団体の判断に委ねられている。「令和2年度税制改正大綱」においては「望まない受動喫煙防止対策や今後の地方たばこ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされている。

加えて本年1月に「総務省自治税務局」より発出された「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について」では、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と記載されている。

よって、国におかれては、改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙防止」の実効性を高めるために、そして多様な国民が心地よく共存できる社会の実現、また多くの訪日外国人が混乱することのなきよう、その責務を以て分煙環境整備に取り組まれるよう次の事項を含め強く意見・要望する。

記

1. 地方たばこ税の一部を、「望まない受動喫煙」防止の推進を目的とした分煙環境整備として活用できる制度の整備及び実施をすること。
2. 地方公共団体が、積極的に屋外分煙施設や屋内喫煙室の整備を図るよう促し、その整備状況について管理監督すること。
3. 地方公共団体の分煙環境整備に対する地方財政措置の周知徹底、及び条件の緩和・簡便化等、所要の見直しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

衆議院議長 大 島 理 森 殿

参議院議長 山東昭子 殿

大分県玖珠町議会議長 石井龍文

○議長（石井龍文君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。
（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第6号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第6号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書（案）について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第6号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、本意見書は可決されました。

次に、発議第7号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第7号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、総務建設農林常任委員会委員長松本真由美君。

○総務建設農林常任委員長（松本真由美君）

発議第7号

令和2年9月29日

玖珠町議会

議 長 石 井 龍 文 殿

提出者 玖珠町議会総務建設農林常任委員会委員長 松 本 真由美

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。
その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策と

して講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿
衆議院議長 大 島 理 森 殿
参議院議長 山 東 昭 子 殿
総務大臣 武 田 良 太 殿
財務大臣 麻 生 太 郎 殿
厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿
経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿
内閣官房長官 加 藤 勝 信 殿
内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 坂 本 哲 志 殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 西 村 康 稔 殿

大分県玖珠町議会議長 石 井 龍 文

○議 長（石井龍文君） ただいま提出者から説明がありましたが、これについて質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第7号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 賛成はもちろんでございますが、ちょっと要望書の取扱いを検討していただきたいというふうに思います。

というのは、もう議運も日程上程も全部終わって反対はありませんでしたが、今までの要望書の取扱い方と、例えば、全員協議会をしていただいて、その中で協議していただきたいんですが、全国町村会長会は、我々の今は上部団体ですよ。これは多分6者協、どこも今回は出しているそうですから、これは要望で受け付けて委員会付託でよかったのかなとか、ちょっと疑問がありましたので、全

員協議会で今後の取扱いの仕方を検討していただきたいという要望をしておきたいと思います。

○議長（石井龍文君） ただいま高田議員より御意見がありました。全員協議会の中で協議していき
たいと思います。これについて異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

ほかにありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 発議第7号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第7号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を
求める意見書（案）について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたし
たいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第7号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、本意見書は可決されました。

日程第5 議員派遣について

○議長（石井龍文君） 日程第5、議員派遣について議題といたします。

今定例会より12月定例会まで、お手元にお配りしましたとおり、議員派遣することに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は決定されました。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（石井龍文君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査及び調査について議題とします。

議会運営委員会及び各特別委員会の委員長から、委員会の所管事務及び目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出が提出されています。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会、基地対策特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から申出のとおり、閉会中においても所掌事務について継続調査を行うことに決定いたしました。

ここで、町長より発言の申出がありましたので、これを許します。

宿利町長。

○町長（宿利政和君） それでは、令和2年第3回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

まず、もろもろの報告から申し上げたいと思います。

各種イベントの開催につきましては、毎年10月に開催をしておりました機関庫まつり、第18回目になりますが、これについては次年度に延期、それから1月の童話の里こども映画祭も中止をされるということが決定をされております。

また、部落差別問題の解決を目指すとともに、様々な人権問題に関する理解を深める機会にさせていただくため、先月、8月5日に開催予定でございました「人権を守る町民のつどい」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、今年度については中止とさせていただきますが、12月に開催を予定しております「人権を考える町民のつどい」につきましては、大分県新型コロナウイルス感染症対策本部の対応方針に基づきまして、感染防止対策を講じながら、現段階では開催する予定でございます。御理解をお願い申し上げます。

次に、わらべの館と久留島武彦記念館について報告を申し上げます。

わらべの館は、9月15日から24日までの間、蔵書点検のため臨時休館をしておりました。蔵書約7万8,000冊の点検の結果、前回の点検時から不明分として8冊がございましたが、引き続き調査をし、今後も適正な管理を心がけ、住民の生涯学習を支援していきたいと考えているところでございます。

また、久留島武彦記念館では、9月9日から年末の12月27日まで、第12回企画展といたしまして「巖谷小波（いわやさざなみ）おとぎの世界」と題しまして久留島武彦先生の恩師であります巖谷小波にスポットを当て、日本のグリムと呼ばれた小波の業績を体感できる展示を行っております。多くの方に久留島武彦記念館に御来場いただきたいというふうに考えております。

続きまして、企画商工観光課の関係でございますが、これは時系列で報告を申し上げたいと思っております。

まず、9月1日、企画商工観光課内にデジタル化推進班を新設いたしました。新型コロナウイルス感染症に係る「新しい生活様式」を構築するため、国もデジタル技術の積極的な活用、デジタル庁の開設、各分野でのプロの人材の活用を重点的に挙げておりまして、同様な政策を示しております。玖珠町といたしましても、9月10日に、デジタル化を推進し、感染症にも経済危機にも強い地域をつくるため、地元企業でありますウェブコンサルティングやシステム製作において実績がございます株式会社ティーアンドエスとデジタル化による新しいまちづくり推進に関する連携協定を締結させていただきました。

また、この件については、各議員より随意契約についての質疑、御心配をいただいております、この随意契約の根拠や妥当性につきましては、予算常任委員会の中でも心配の声をいただいておりますが、念のため、昨日、副町長に県の会計管理局を訪問してもらい、協議・確認をしたところでございます。その結果、このような随意契約の事例も、県段階でも過去に多くありまして、167条の2第1項第2号の適用は何ら問題がないという、いわゆるお墨つきも頂いておりますので、今後これに基づいて契約等を交わしていきたいと考えているところでございます。

このことも踏まえまして、新型コロナウイルス感染症に係る玖珠町版の新しい生活様式を構築するため、町民の皆さんの安全・安心、喜びや幸せを実感できるようなまちづくりを目指していきたいと考えております。

次に、9月14日でございますが、玖珠町地域おこし協力隊員として、新たに金子雅一さん（40歳）が着任をされ、委嘱状を交付いたしました。金子さんは、千葉県松戸市から、玖珠町森地区に拠点を置きまして、森自治会館に勤務をしながら、主に森地区コミュニティ運営協議会の支援をいただくこととしております。あわせて、様々な地域振興の推進や地域行事への参画・支援、SNSやホームページを利用した情報発信などを行いながら、地域への定着を図って活動していただきたいと思っております。現在、金子さんを含めると、町内で活動する地域おこし協力隊員は4名となっております。

次に、国勢調査について報告を申し上げます。今年は、5年ごとに行われます国勢調査の実施の年でございます、10月1日を基準日として、既に全世帯へ調査票の配布が完了しております。この調査は、御案内のとおりでございますが、国の最も重要な統計調査でございます、生活環境の改善や防災計画など、生活に欠かせない様々な施策に役立てられる大切な調査でございます。今回の調査は、町内117名の調査員及び指導員の方々の御協力をいただき実施をしているところでございます。全町民、住民の皆様からの回答が重要な意味を持つ調査となりますので、住民の皆様のご協力をお願いしたいと考えております。

なお、今年は新型コロナウイルス感染症の感染予防対策といたしまして、調査員による回収は行わず、郵送での返送を基本にしながら、可能な限りスマートフォン、パソコンを使用してのインターネット回答を推奨しております。また、インターネットを利用する環境のない方には、役場の1階に国勢調査回答用パソコンも設置して対応することとしております。町民の皆様には、できる限りイン

ターネットでの回答に御協力を賜りますよう今後周知をしまいたいと考えております。

以上で諸般の報告を終わります。

さて、今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生事業に関連いたします補正予算、災害復旧に関連する補正予算等々8億2,880万円の補正予算を提案申し上げまして、早期採決も含めまして御承認を賜りましたこと、心からお礼を申し上げます。コロナウイルスの感染拡大予防、またコロナウイルスによる大きな落ち込みがございました町内経済の活性化対策並びに災害復旧については、本町にとっても喫緊で重要な課題でございますので、職員総力を挙げてしっかり取り組んでまいり所存でございます。

また、一方で、懸案ございましたカウベルランドくすの土地購入予算につきましても、御承認を賜りました。早期に現所有者と交渉を進めまして、カウベルランドくすの設置目的でございます、玖珠町の農業・畜産の振興に寄与する施設といたしまして、改めて計画を立案したいと考えているところでございます。

今議会は、補正予算や令和元年度の決算を含み28の議案、諮問等の案件につきましても、真摯に御審議を賜りまして、いずれの案件も承認をいただきました。誠にありがとうございました。一般質問をはじめ、常任委員会などを通じまして、議員各位から様々な質疑、御意見、御提言を賜りましたことにつきましては、今後の町政運営に十分生かしてまいりたいと考えております。

季節は、これから本格的な秋へと向かい、一年の中で最も過ごしやすと言われる時期を迎えます。一般に「天高く、馬肥ゆる秋」と申しますが、秋の収穫も間もなく最盛期となります。既に稲刈りも始まっておりますが、今年は大雨による収穫の大幅な減少やトビイロウンカの被害が多々見られるところでございます。少しでも影響が小さいものであることを祈るばかりでございます。

玖珠盆地を取り巻く周囲の山々は、これから朝晩の冷え込みを繰り返しながら、あと一月もいたしますと紅葉のピークを迎えることと思っておりますが、当分の間は朝夕と日中の寒暖の差の大きい日が続くと思われまします。議員各位におかれましても、体調管理に十分御留意をされまして、町政発展のため、ますます御尽力・御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げまして、令和2年第3回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（石井龍文君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和2年第3回玖珠町議会定例会は、去る9月4日開会以来、本日までの26日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましても終始極めて真剣な御審議をいただきましたことに感謝申し上げます。

今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための各種イベントの中止や縮小、経済活動の停滞、そして7月豪雨や大型台風の発生などにより、住民生活に甚大な被害を被っております。地球温暖化等による気候変動などにより、今後においても今年のような自然災害の脅威に悩まされ続けることではないかと心配となるところであります。

ここで、御報告いたします。

先ほど申し上げました令和2年7月豪雨災害に対しまして、大分県町村議会議長会を通じて、玖珠町に対しまして、全国町村議会議長会、秋田県、福島県、宮城県、広島県、新潟県、東京都より、それぞれの地域の町村議会議長会より、災害見舞金を頂いております。この場をお借りしまして、温かい御厚意にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、国においては臨時国会が召集され、首相指名選挙で自民党の菅 義偉総裁が新首相に選出され、菅内閣が誕生いたしました。今後においては、国民の負託に応え、新型コロナウイルス対策をはじめとする内政、外交における困難な課題の解決へ全力を尽くしていただきたいと願う次第です。

実りの秋を迎え、本来なら農作物の収穫やスポーツ大会の開催など、にぎやかな季節の訪れであり、心躍る季節なのですが、新型コロナウイルス感染症予防のため、各種イベントが規模縮小や中止となるなど寂しい限りですが、議員・執行部各位には、くれぐれも健康に留意され、それぞれの場において御活躍されますことを祈念するものであります。

これもちまして、令和2年第3回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年9月29日

玖珠町議会議長 石井龍文

署名議員 松下善法

署名議員 河野博文